

賃貸オーナーさん向け

## 新型コロナウイルスに関する

# 支援一覧をご紹介します！

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、国や各省庁、行政機関等は、この未曾有の危機を国民とともに乗り越えようと、様々な支援策を打ち出しています。

オーナー様が受けられる支援にどんなものがあるか、詳しく見ていきたいと思えます(2020年6月4日現在)。



### 主な収入が賃貸住宅賃料の 個人事業主のオーナー様 向け支援策

減収率**5%**以上

#### 1 民間金融機関における 無利子・無担保融資

国が補助を行う都道府県等による融資制度です。融資限度3000万円、返済期間10年以内、実質無利子無担保で借りることができます。

減収率**20%**以上

#### 4 納税猶予の特例

収入が大幅に減少している方を対象に、今年の国税・地方税を無担保かつ延滞金なしで1年間先送りできるようになる特例です。

減収率**30%**以上

#### 5 固定資産税等の減免

指定された期間中における任意の連続した3カ月の合計で収入が減少した方を対象に、2021年度の固定資産税・都市計画税が減免される制度です。

減収率**5%**以上

#### 3 新型コロナウイルス 感染症特別貸付

事業を継続するための設備資金および運転資金の貸し付けを受けることができます。

### 法人オーナー様が 適用可能な支援策

減収率**50%**以上

#### 6 持続化給付金

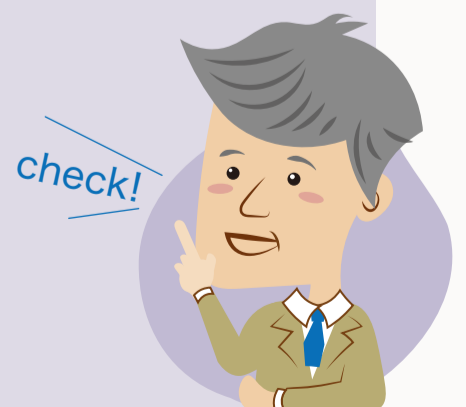
事業収入が前年と比べて大幅に減少した方を対象にした給付金制度です。

※不動産収入は適用されません。

※駐車場やコインランドリーの収入は適用されます。

#### 7 税務上の 損金算入について

減免による損害額を税務上の「損金」として計上できます。



# 貸貸オーナーさん向け支援の詳細

表ページでご紹介した支援の詳細をみていきましょう。  
詳しい内容につきましては、記載のQRコードからご確認ください。

※対象条件・必要書類は一部を抜粋して掲載しております

※支援内容は2020年5月17日現在のものです



## 1 民間金融機関における実質無利子・無担保融資

### 支援内容

実質無利子・無担保で最大3000万円(返済期間10年以内)までの融資

### 主な対象条件

- 1カ月の売上げが前年対比で5%以上減少  
・保証料ゼロ(全期間)、利子補給(当初3年間)  
(中小規模事業者は売上げ15%未満の場合、保証料1/2負担)
- セーフティネット4号・5号・危機関連保証のいずれかを利用

### 主な必要書類

- 1 市町村認定書
- 2 金融機関必要書類
- 3 保証協会必要書類

※具体的にどのような資料が必要となるかは、  
各金融機関へご相談ください

### 問い合わせ先

管轄の信用保証協会、またはお取り引きのある各金融機関

### \ポイント/

事業者様は融資申し込みの手続きだけでOK!  
認定申請や審査などはすべて金融機関で行います



## 2 セーフティネット保証・危機関連保証

### 支援内容

一般枠とは別に新たな融資を受けることが可能  
現在受けている融資が返済できない状況に陥った際、信用保証協会が融資残高を一括返済など

### 主な対象条件

- 1カ月の売上げが前年対比で減少
  - ▶ 20%以上:セーフティネット4号(保証割合100%)
  - ▶ 減少無し:セーフティネット5号(保証割合80%)
  - ▶ 15%以上:危機関連保証(保証割合100%)



問い合わせ先 管轄の信用保証協会

## 3 新型コロナウイルス感染症特別貸付

### 支援内容

実質無利子・無担保で最大6000万円(法人は最大3億円)までの融資

### 主な対象条件

- 1カ月の売上げが前年または前々年同期に比べて5%以上(またはこれと同等)減少



問い合わせ先 管轄の日本政策金融公庫事業資金相談窓口

## 4 納税猶予の特例

支援内容 1年間、納税(国税・地方税)を猶予

### 主な対象条件

- 2020年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、収入が前年同期比20%以上減少

主な必要書類 ① 納税の猶予申請書

問い合わせ先 管轄の国税局猶予相談センター



## 5 固定資産税等の減免

### 支援内容

建物や設備の2021年度の固定資産税・都市計画税を減免

### 主な対象条件

- 2020年2月から10月までの任意の連続した3カ月の収入の合計が前年対比で減少
  - ▶ 30%以上50%未満:半額免除
  - ▶ 50%以上:全額免除

### 主な必要書類

- 1 中小事業者(個人・法人)であることの確認書
- 2 会計帳簿
- 3 青色・白色申告決算書

問い合わせ先 固定資産税等の軽減相談窓口  
0570-077322



## 6 持続化給付金

支援内容 法人上限200万円、  
個人事業主上限100万円の給付

### 主な対象条件

- 売上げが前年同月比50%以上減少
- ※不動産収入は適用されません

問い合わせ先 持続化給付金事業コールセンター  
0120-115-570



## 7 税務上の損金算入について

### 支援内容

テナント賃料の減免分を「寄付金」ではなく「損金」として計上可能

主な対象条件 ① テナント賃料を免除・減額した場合

問い合わせ先 国税庁

